1.　議　事　日　程（初日）

（平成25年那智勝浦町議会第３回臨時会）

平成25年10月18日

９　時　開　議

於　　議　　場

日程第１　会議録署名議員の指名…… 2

日程第２　会期の決定…… 2

日程第３　諸報告…… 3

日程第４　議案第79号　平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）…… 4

日程第５　議案第80号　下里保育所遊戯室新築工事請負契約について……12

2.　出席議員は次のとおりである。（11名）

１番	左　近　　誠	２番	荒　尾　典　男
３番	下　﨑　弘　通	４番	森　本　隆　夫
５番	曽　根　和　仁	６番	湊　谷　幸　三
７番	田　中　幸　子	８番	東　　信　介
１０番	山　縣　弘　明	１１番	中　岩　和　子
１２番	引　地　稔　治		

3.　会議録署名議員の氏名

１１番	中　岩　和　子	１２番	引　地　稔　治

4.　地方自治法第121条第１項により説明のため出席した者の職氏名（15名）

町　　長	寺　本　眞　一	副　町　長	植　地　篤　延
消　防　長	中　嶋　秀　和	参　事（総務課長）	藪　本　活　英
総務課新病院建設推進室長	浪　花　　潔	会計管理者	久　原　章　功
病院事務長	八　木　敦　哉	税務課長	城　本　和　男
住民課長	玉　井　弘　史	福祉課長	福　居　和　之
観光産業課長	松　下　安　孝	建設課長	橋　本　典　幸
水道課長	藪　根　敏　夫	教育次長	瀧　本　雄　之
総務課副課長	矢　熊　義　人		

5.　職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名（３名）

事務局長	伊　藤　善　之
事務局主査	寺　地　　強
事務局副主査	脇　地　　健

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

〔４番森本隆夫議長席に着く〕

○議長（森本隆夫君）　おはようございます。

報道各社から議場での撮影許可の申し出がありました。本件について議長はこれを許可しましたので、報告します。

なお、報道関係の皆様にお願いいたします。撮影は傍聴席から行い、議事の妨げにならないよう、また傍聴者の妨げにならないよう御配慮をお願いいたします。

また、傍聴者の皆様にお願いいたします。傍聴に際しては、お手元の傍聴券に記載いたしておりますとおり、傍聴人規則を遵守し、議事の円滑な進行に御協力いただきますようお願いします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時00分　開会

○議長（森本隆夫君）　ただいまから平成25年第３回那智勝浦町議会臨時会を開会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

９時00分　開議

○議長（森本隆夫君）　本日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第１　会議録署名議員の指名

○議長（森本隆夫君）　日程第１、会議録署名議員の指名を行います。

11番中岩和子君、12番引地稔治君を指名いたします。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第２　会期の決定

○議長（森本隆夫君）　日程第２、会期の決定を議題とします。

議会運営委員会の協議の結果について議会運営委員長の報告を求めます。

６番湊谷君。

○議会運営委員長（湊谷幸三君）　去る10月15日に議会運営委員会を開催いたしまして、本臨時会の日程等について協議いたしました。

本臨時会に付議すべき事件は、２件です。１件は補正予算、次の１件は工事請負契約でございます。会期は本日１日限りにいたしたいと思います。

それでは、議事予定表をごらんいただきたいと思います。

〔議事予定表朗読〕

よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　ただいまの委員長報告のとおり、会期は本日１日限りとしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、会期は本日１日限りとすることに決定いたしました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第３　諸報告

○議長（森本隆夫君）　日程第３、諸報告を行います。

町長より報告を求めます。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　おはようございます。

本日平成25年第３回臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には御煩多の中、御出席を賜り、心より厚くお礼を申し上げます。

今議会に付される議案の説明に先立ち、町政報告を行います。

2011年の東日本大震災や当地方を襲いました台風12号による紀伊半島大水害をきっかけに、田辺市以南の10市町村の防災担当職員による紀南地区防災連絡協議会を発足し、防災、減災対策の取り組みについて意見交換を行ってまいりましたが、災害時における円滑な支援を行うための応援協定や国、県への要望、提言を行う上での組織の必要性を感じ、10月９日に紀南地域10市町村長による紀南地域防災協議会を設立し、災害時相互応援に関する協定を締結いたしました。

次に、観光に関しまして、去る10月２日、来年度開催予定の和歌山デスティネーションキャンペーンに向けて、全国宣伝販売促進会議が和歌山市で開催され、ＰＲを行ってきたところです。この会議は、全国の主要旅行会社の商品造成担当者や旅行関係メディア等を招き、観光素材をＰＲし、来年９月14日から12月13日までのデスティネーションの期間中の旅行商品造成や販売促進するものです。全国から400人が一堂に会した席上で、まぐろの出前解体を実施して、まぐろの町那智勝浦町をＰＲするとともに、商品造成に関する意見交換などを行いました。その翌日には40名ほどの方々に実際に勝浦に宿泊してもらい、現地視察をしていただきました。また、10月２日には伊勢神宮内宮、10月５日には伊勢神宮外宮において式年遷宮が行われました。今般伊勢ではお客様が1,000万人を超えると言われておりますが、私ども「伊勢へ七旅、熊野へ魅旅」と、いろいろな機会で誘致活動を行ってまいりました。信用金庫の年金旅行を初め、伊勢と熊野をセットにしたお客様がことしの夏ごろからおいでくださるようになりました。来年のデスティネーションキャンペーン、そして世界遺産登録10周年とお客様においでいただけるよう努めてまいります。

10月27日には那智山を舞台にあげいん熊野詣、11月３日には天空ハーフマラソン大会が行われます。どうか皆様にも御参加、ボランティアの両面で御支援賜りますようお願い申し上げます。

さて、本日の臨時会に提案しております議件は２件であります。その概要について御説明申し上げます。

議案第79号は、平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算について、紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業に関する予算の補正でございます。この件については、９月20日に開催させ

ていただきました全員協議会にて報告をいたしましたが、財源について十分に精査が至らなかったことを改めておわび申し上げます。

議案第80号は、下里保育所遊戯室新築工事請負契約について、議会の議決を求めるものであります。その詳細につきましては、各担当課長から説明いたしますので、何とぞ御審議をいただき、御可決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

議員の皆様方の特段の御理解と御協力を重ねてお願い申し上げ、諸報告及び議案の概要説明とさせていただきます。

○議長（森本隆夫君）　以上で諸報告を終わります。

～～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～～

日程第４　議案第７９号　平成２５年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）

○議長（森本隆夫君）　日程第４、議案第79号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　おはようございます。

それでは、議案第79号平成25年度那智勝浦町一般会計補正予算（第３号）について御説明申し上げます。

第１条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,999万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ98億6,637万2,000円とするものでございます。

第２条では、地方債の補正をお願いしてございます。

２ページをお願いいたします。

第１表歳入歳出予算補正です。

歳入ですが、款10の地方交付税から款21の町債まで、歳入合計で補正前の額98億8,637万1,000円、補正額減額の1,999万9,000円、計98億6,637万2,000円とするものでございます。

３ページをお願いいたします。

歳出は款２の総務費のみで、歳出合計は補正前の額、補正額、計の額ともに歳入と同額でございます。

４ページをお願いいたします。

第２表地方債補正です。

起債の目的欄中、過疎対策事業の限度額を１億8,170万円を減額して12億7,060万円とし、計の欄の補正後の限度額を26億8,100万円とするものでございます。

５ページをお願いいたします。

予算に関する説明書、歳入歳出補正予算事項別明細書でございます。

１総括として、このページの歳入、次の６ページの歳出について、それぞれ1,999万9,000円の減額をお願いしてございます。

歳出の補正額の財源内訳でございますが、国県支出金880万4,000円、地方債、減額の１億

8,170万円、一般財源１億5,289万7,000円となってございます。

７ページをお願いいたします。

２歳入です。

款10地方交付税、目１地方交付税につきましては、１億5,289万7,000円を追加し、計は28億1,187万9,000円となってございます。

款14国庫支出金、目７総務費国庫補助金、節１地域の元気臨時交付金につきましては、紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業に対し900万円の国庫補助を受け入れるものでございます。

款15県支出金、目１総務費補助金、節４和歌山県バリアフリー化設備等整備事業補助金19万6,000円の減額につきましては、紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業の事業費の減額に伴うものでございます。

８ページをお願いいたします。

款21町債、目１総務債、節１過疎対策事業債１億8,170万円の減額につきましては、説明欄記載の事業につきまして、過疎対策事業債を充当することができないと指摘を受けたために減額するものでございます。

９ページをお願いいたします。

款２総務費、項１総務管理費、目７企画費、節19負担金、補助及び交付金1,999万9,000円の減額につきましては、説明欄に記載しております紀伊勝浦駅バリアフリー化設備等整備事業の事業費の減額に伴い補助金を減額するものでございます。現在実施計画を行っている段階ですので、今後費用の積算により事業費は変更になってくると思われますが、現時点で見込まれる事業費ということで減額させていただいております。

別途お手元に配付させていただいております資料のほうを、議案第79号平成25年度一般会計補正予算関係資料をごらんください。

上の欄の表の計の欄ですが、事業費の総額は３億4,198万8,000円で、当初予算と比較しまして5,801万2,000円の減額となってございます。予算計上額につきましては、町の補助分１億4,994万7,000円と県の補助分3,005万4,000円及び保守料1,200万円との合計額１億9,200万1,000円となります。

なお、この事業についての国庫補助は１億1,399万6,000円で、ＪＲの持ち分は4,799万1,000円となってございます。

恐れ入ります。予算書９ページにお戻りください。

補正額の財源内訳ですが、国県支出金880万4,000円、地方債は減額の１億8,170万円、一般財源１億5,289万7,000円となってございます。国県支出金につきましては地域の元気臨時交付金を、一般財源のうち5,699万8,000円を特別交付税で充ててございます。当初過疎債が使えるものとして予算を御承認いただき、事務を進めておりましたが、起債申請を行ったときに、過疎債に該当しないのではないかと県から指摘を受けまして、協議を続けておりましたが、やはり過疎債には該当しないということで、地方債を減額し、事業費の減を含めて一般財源に振り

かえさせていただいてございます。予算を要求する前に再度確認をさせていただければよかったのですが、過疎計画に載せている、だから過疎債が使えるという先入観がございまして、今回の財源変更を余儀なくされてしまいました。議員の皆様には御迷惑をおかけし、まことに申しわけございません。

以上でございます。どうかよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　議長、これは議事進行で言うたらええんか、それとも質疑の中で問うたらええんかわかりませんけど、私は議事進行のほうがよろしいんじゃないかと思いまして、議事進行扱いでひとつお願いしたいと思います。

この資料をいただいたわけなんですけど、全協の資料もあわせて、これを見ますと、この過疎債が、この最後の3,298万9,000円が資料で、3,298万9,000円が余分に払わなければいけないことになった、要ることになったという説明ですね、この資料もそうですが。私の計算でいきますと、これは私の計算でいきますと、4,143万9,000円ということになるんですよ。というのは、議長、過疎債を、6,296万円の町負担額になる、当初ですよ、当初はこういうことであったんですけど、これは過疎債が１億6,970万円というようなこの数字をもとにして過疎債を掲載してある。というのは、それとここの保守料の1,200万円、これは別個にとってあるということで、こういうことになるんですね。というのは、本当は１億8,170万円が過疎債として計上されてあったということですんで、これで計算しますと、どうもこの3,298万9,000円というのはえらい財政当局といいますか、この計算された方、間違ってるんじゃないかと、間違った資料で、私間違ってるんかもしれませんよ、間違った資料でもって審査を進めていく、議論を進めていくということも今後おかしなもんですから、この点をひとつ精査していただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

９時18分　休憩

10時00分　再開

～～～～～～～～　○　～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

ただいま６番の議事進行に対して町当局より説明をいただきます。

総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　貴重な時間を費やしまして申しわけございません。６番議員御指摘の件につきまして御説明させていただきます。

まず、事前に配付しておりました資料につきましてですが、これにつきましては過日開催させていただきました全員協議会でお配りした資料に数字を合わさせていただいております。まず、この中でさきにお配りした資料の右下に実質町負担額という欄がございます。こちらのほ

うで当初の欄で6,296万円、このような数字が入ってございます。これにつきましては、過疎債がもとに計算を持っているわけでございますが、過疎債の欄、１億8,170万円という数字が入ってございます。ただ、実質町負担額を計算する過程におきまして、この過疎債１億8,170万円のうち、保守料1,200万円が含まれてございます。全員協議会のときには、この保守料1,200万円につきましては、もう過疎債が使えないということが確定してございましたので、全員協議会の説明の段階では１億8,170万円から保守料の1,200万円を控除した残りの額１億6,970万円、これをもとに町の実質負担額を計算させていただきました。ですから、6,296万円の根拠としましては、過疎債の対象額１億6,970万円の町負担分の３割、それと10万円以下の町負担分５万円、それと保守料の1,200万円、これの合計額となって6,296万円となっております。当初予算の額をこの額と見まして、補正後の額が9,594万9,000円、したがいまして差額としまして今回の補正によります実質町負担額として3,298万9,000円と報告させていただいております。先ほどお配りしました資料につきましては、あくまで当初予算の段階では１億8,170万円の過疎債を見込んでいるじゃないかというような御指摘がございまして、それをもとに実質の町負担額を再計算させていただきました。過疎債の場合、御存じのとおり、７割が交付税で戻ってきて、３割が町負担となりますので、１億8,170万円の３割と、それと一般財源の５万円、それを合計いたしますと5,456万円となります。したがいまして、当初予算と比べまして今回の補正によります実質町負担額の増額は4,138万9,000円となるものでございます。これにつきましては、当初予算の段階で１億8,170万円の過疎債を計上させていただきましたけども、当初の段階では事業費全体から県の補助金を控除した残り全額を過疎債という形で要求させていただいております。この辺につきましても、私どもの精査ミスですか、精査が至らなかったということがございまして、たび重ねてではございますけども、皆様方に御迷惑をおかけしたことをおわびしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今訂正した理由についても総務課長のほうからるる説明があったわけでございますが、私ね、どうもうちの本町の行政はばたばたしてると思うんですね。本来ならば、きちっと計画的に時間をかけてこの財源についても探したということであれば、この元気交付金の900万円もそうだし、特別交付税の見込み額でしょうけど、5,699万8,000円というのもおのずとこれは補助金みたいなもんで、これは国から交付されるものだということであれば、これ今過疎債が充当できないということですが、これ過疎債が充当できるとしても、この１億8,170万円もの過疎債を、過疎債といっても借金ですから、借金をしなくても済むと、4,000万円ぐらいの借金で済んだんと違いますかね、当初、間違ってあったとしても。それがこの過疎債が使えないということで、いろいろな方面へ問い合わせた結果、こういう交付金なり補助金があると、特別交付税で手だてしてもらえるということがわかったんですね。だけど、これ本当に過疎債が充当されるということであれば、これは闇の中でこれは当然請求しないといただけないお金ですんで、特交にしろ、交付金にしろ、そしたら4,138万9,000円を町が余分に負担するような羽目になったということよりももっと大きな罪とは言いませんけど、もっと大きな

町の損失になったと思います。この点について町長どう思いますか。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　特別交付税につきましては、これは当局のほうから請求を出さないと入ってこないものとなってございます。当初予算を組む段階におきましては、私たちの勉強不足ということもございまして、なかなかここ特別交付税がもらえるものかというところまで勉強ができておりませんでしたので、今回このような形になってしまいましたので、申しわけございません。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　職員がこういうことの不手際がございましたけれども、今後は十分な補助金要綱の精査をしながら事業を進めてまいりたいと思いますので、御理解のほどよろしくお願いいたしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　職員の不手際も、まあまあ職員というのは、この当初予算つくった人と、その後４月以降に異動もありまして、今のこの藪本総務課長なんかはその当時は議会事務局におったということでありますね。私は当局を、当局って事務方を責める気はありませんが、いろいろそういう人事の関係でその係におらなんだということもありますんで、そういう責める気はありませんが、町長やはり部下の不始末ということではないとは思うんですけど、至らぬところはやはり長が出してきたんですからね、これは、長の責任で出す予算ですんで、やはりそこらあたしは自分の金だというような意識を持ちまして、やっぱり町長のほうでもつぼを押さえてかかるということをしてもらわんと、いつまでもこういうことが起きますよ、これからも。臨時会でも、災害もありますけど、臨時会も３回もするということはちょっと珍しいことですよ。臨時会を開いていろいろと説明しなければならんということが多々あると、やはり我々のほうもこんがらがってくるんですよ。当初でやったこと、また臨時会でやったこと、また臨時会でやったこと、そういうことがありますんで、ある程度は出してきた以上は、そら訂正ということはあろうかと思いますが、そうたびたびということであったら困るんですよ。その点について町長どう思われますか。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　たびたびというようのないようにこれからも鋭意職員ともども努力してまいっていきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　２つちょっと伺いますけど、この特別交付税の見込み額のこの見込みという言葉がついてますけど、この見込みというのはどの程度確からしいのかということを１つと、あと町の負担が4,000万円ふえてしまったということは大変残念ですけど、それが勝浦駅のバリアフリー一刻も早く完成するように望んでますので、その点については申し上げませんけど、この要望する過程でどのような要望をしたか。うちの町には、那智勝浦町には地元から出てられる県会議員さんもいらっしゃりますので、県会議員さんもやはりエレベーターの設置

というのはなかなか大変だけども、自分もやっぱり要望も受けてるから努力をしなければいけないとおっしゃってましたけど、町長から一緒に要望行為を行うとか、そういった要請がないのでどうしたものかというような言葉も以前聞いたことがありましたので、だからそういう地元選出でせっかくそういう方がいらっしゃるんで、そういう方の力ももっとかりて要望行為を行ったらこういう、結果は変わらなかったとしても、もっと早くこういうことがわかったんじゃないかなという気がいたしますけど、その点、２点伺います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

特別交付税の見込み額の正確性ということでございます。これにつきましては、特別交付税もらうに当たりまして計算式といいましょうか、こういう該当する事業があるよというような形で国へ報告を出します。特別交付税ですので、国のほうにも財源、予算がありますので、各地域同じような形でこういう要望があれば、当然１つの町村に回ってくる特別交付税の額は減らされてしまう、こういうことも懸念されます。実際的にはこの額が確定したものではないということで見込み額という形で表示させていただいております。

それと、要望活動につきましては、当初こちらのほうですけども、初めは障害者連盟ですか、そういった方が大いに活動して署名活動等々も行っていただいております。それに町としましても応援したいということで、県あるいはＪＲ、そちらのほうへは紀伊勝浦駅にエレベーターを設置していただきたいというような要望活動には数度となく伺っておりますし、今回の設置が決まった中におきましても、できるだけ早く事業に実施できるようというような形でＪＲのほうにもたびたび足を運んでございます。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　これは中村町政の時代からエレベーター設置のほうを前向きに検討するという引き継いで、小嶋町長のときに前向いた動き方になってきてという経過があります。そういった中で、私も当初ＪＲも行き、県も行き、国にも行きということでやってまいりました。そういう中で、県のほうもエレベーター１基については1,000万円だということだったんですけれども、事業の仕方によっては県のほうも四千九百何万円かという予算も確保していただいているということを要望段階でも聞いてますし、なかなか事業が進まないということで国のほうへお願いに行って、ＪＲのほうに早く事業を進めていただくようということをこの在任中にやってきて、ようやくここまで来れたと。ただ、そのときに地元の議員というのも確かにおられるんで、いろいろな面ではお願いすることもありますし、この間も国体のことでもちょっとお願いしたりもしております。そういったことでいろいろと協力をお願いすることもございます。協力するのないような、必要のないような場合は、それにて私自身で行って要望活動等を行って前へ進めていってるところでございます。

○議長（森本隆夫君）　５番曽根君。

○５番（曽根和仁君）　いろんな人間関係とか立場がありますけども、やはりえり好みをしないで、皆さん町をよくしたいという気持ちは皆さん同じ気持ちを持っていらっしゃるんで、特に

そういう大きな要望行為を行うときには、地元に県会議員さん等おられましたら一緒に要望に行くという、そういうことを心がけていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ちょっとお聞きします。実質的にふえる町負担額が当初の5,456万円が9,590万9,000円と約4,138万9,000円ふえるわけなんですけども、確認しますが、その特別交付税ですけども、5,699万8,000円、これはバリアフリー化設備等整備事業費に対する交付税だと思うんですけども、その確認と、そして本来支給対象となる特別交付税とはこれは別枠の支給になるのか、大体交付税の６％ぐらいが特別交付税相当額というような形になっていると思うんですけども、それとは別枠の支給になるのか、この事業に対して確実にくれる交付税なのか、確認いたします。お聞きします。

それから、地域の元気臨時交付金900万円ですけども、これは24年度の大型補正の関係で国のほうの、それが前倒しになって適用になったと思うんですけども、これも確実に交付されるのか。ＪＲが工事した場合、今度営業しながら工事するということになるんですけども、大体ことしでしたらもうこの事業は99％翌年度へ繰り越すと思うんですよ。そして、営業しながらですから、来年度もひょっとしたら２基のエレベーターをつくるんですから、事故繰りとなって翌年へまた繰り越すかもわからない。そういう場合でも、この特別交付税と元気臨時交付金ですけども、交付されるのかどうか、お聞きいたします。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、特別交付税の見込み額ということで5,699万8,000円記載させていただいております。これにつきましては、まずこのエレベーター設置事業につきましては、実施主体がＪＲでございます。国のほうへはＪＲが補助金の申請を行っておりますので、国からの補助金は町の予算を通るということはございません。まず、ＪＲが国へ補助金請求申請出すわけなんですけども、国のほうの補助率は３分の１ということで決まってございます。そういった形で、今回補正後の額になりますが、総事業費３億4,198万8,000円の３分の１に当たります１億1,399万6,000円が国の補助金ということになります。今回の特別交付税の算定の基礎に当たりましては、地方の財政力指数により変わりますけども、当町におきましては、国の補助金の２分の１ということになってございますので、１億1,399万6,000円の２分の１を特別交付税見込み額として記載させていただいております。そのようなことでありますので、事業費の総額が下がった、それに伴い国の補助金が下がった、そういうことがありますと当然特別交付税の額も下がってくる、このようになってございます。

それと、地域の元気臨時交付金900万円も確実なものかということでございますけども、これはこの事業につきましては、町単独の起債対象事業に対して交付されるということでございます。そういったものを県のほうで事業を把握していただき、大体この町村ではこれぐらいというような目安はございます。それに基づきまして町のほうで実施計画というのを県のほうへ

提出することになってございます。その中で、実施計画の中でエレベーターの事業につきましても報告させていただいておりますので、地域の元気臨時交付金につきましてはエレベーターで使えるものと思ってございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　その事業、総事業費の３分の１が国からＪＲに補助金として支給されると、それの２分の１がこの特別交付税ということになるということなんですね。そしたら、その総事業費が変われば、またこの金額が変わるおそれがあるということで理解してよろしいんですね。

〔参事（総務課長）藪本活英君「はい」と呼ぶ〕

それと、繰り越した場合どうなるのか、ちょっと返事、答えがなかったんで、それもちょっと確認したいんですけども。

それと、確実に大体翌年度へ繰り越していくと思うんですけども、今後繰り越した場合、確認したいんですけども、この特別交付税措置が適用されなくなったりとか、その財源が不足してその代替措置として財政調整交付金を充てたり、また町債の中でもありますけども、市町村振興貸付金等の交付税措置のない起債を借りたりするとか、そういうおそれがないのかどうか、その点確認させていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　総務課長藪本君。

○参事（総務課長）（藪本活英君）　お答えさせていただきます。

まず、事業がおくれて繰越事業となった場合どうなるかというような関係の御質問だと思います。まず、先ほど申しましたように、特別交付税の見込み額につきましては、ＪＲが受け取ります国庫補助、これが計算のもととなってございます。ちょっとＪＲが事業主体となっておりますので、まだ細かなとこまで私のほうでは把握できておりませんけども、ＪＲが今年度25年度で国庫補助を受け入れた場合、当然この特別交付税は25年度の歳入として町のほうに入ってきます。事業が終わらない場合であれば繰越事業ということになるかと思います。逆に、ＪＲのほうの国庫補助が来年度26年度になった場合、この場合につきましては、当然ここで上げさせていただいております特別交付税というのは25年度では収入はできませんので、現在考えている中では、工事分につきまして事業費を減額させていただいて、再度26年度で要求させていただく、このような方法を現在考えてございます。ほんで、特別交付税、来年度以降はどうなるかということでございますけども、これは来年度のことなんで法律が変わればちょっと何ともなりませんけども、現在の状況でございましたら、来年度も特別交付税をいただけるものと思っております。

それと、もしもの話になって申しわけないですけども、特別交付税がない場合は財調等取り崩してというお話でございますけども、現在当町のほうにも多少なりとも留保資金はございますので、そちらのほうを充てていきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　町長にお聞きしますけども、予算が不足した場合、財政調整交付金を取り崩して充てたりとか、そしてまた市町村振興貸付金等のその交付税措置のない起債、そういうものを借りたりするおそれはないのかどうか、その点だけちょっとお尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　ただいま総務課長答弁したとおり、留保資金の中でやりくりできればと思っております。ただ、それでも賄い切れないというようなことがあれば、どういう手段があるかはまた財政のほうとも考えながら進めてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

議案第79号について、原案のとおり可決することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本件は原案のとおり可決されました。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

日程第５　議案第８０号　下里保育所遊戯室新築工事請負契約について

○議長（森本隆夫君）　日程第５、議案第80号下里保育所遊戯室新築工事請負契約についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　議案第80号につきまして御説明申し上げます。

〔議案第80号朗読〕

次のページ、入札執行調書をごらんください。

10月14日に指名業者３社で入札を行い、木原造林株式会社が落札いたしました。契約額7,350万円でございます。請負率93.94％でございます。工事概要につきましては、下里保育所遊戯室新築工事でございます。契約工期は平成26年３月31日となっております。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（森本隆夫君）　質疑を行います。

〔３番下﨑弘通君「３番、議事進行」と呼ぶ〕

はい。

○３番（下﨑弘通君）　この議案いただいて今見てるんですけども、このもとになる、請負金額のもとになる金額、積算するのにその設計図、我々、私らの厚生常任委員会の委員は厚生常任委員会で報告してもらって説明受けてるんですけども、そのほかの総務常任委員もらってないんですね。６月に補正予算で設計委託の補正予算可決して、それから一切我々はこの基礎になるその設計図もらってないですよ。ですから、これこの金額出されても、その審議がしようがないんです。議員、厚生常任委員会だけじゃなしに、ほかにも総務委員もありますんで、皆に同じように出してもらって説明してもらわんと、この場できょう審議するんですから、その資料を出していただきたいと思うんです。それお願いしたいと思うんですけど。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。ちょっと建設担当から答えさせてもらいます。

〔「議事進行やさかの」と呼ぶ者あり〕

まあまあわからんさかいに当初の何だけ言うてもらうわ、提出したものだけを。

〔「議事進行やで、議事進行やいうのを頭に入れて、説明したって」と呼ぶ者あり〕

○建設課長（橋本典幸君）　議員御指摘のように、６月議会におきまして、予算担当福祉課のほうから案といたしまして平面図の資料を提出させていただいております。

○議長（森本隆夫君）　事業費も、予算もちゃんとつけてあんの。

〔建設課長橋本典幸君「はい」と呼ぶ〕

はい。

○３番（下﨑弘通君）　その今そのときの図面持ってるんですけども、全然どういう建物になるんか、その説明全然ないですね。厚生常任委員会のあれは、これ変わってるんかどうか知りませんが、ちょっと見せてもらったんですけども、ちゃんとした図面、説明してますよね。本会議のここでは全然、ただ位置だけの平面図、それだけなんで、この金額はどのようにこの形で出されたんか、我々わからないわけですよ。ですから、ちょっとお願いしたいんですがね。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　６月の時点ですと、設計費用ということで図面はできておりませんでした。それで出す機会がないということで、その後７月15日に図面の案ができまして、厚生常任委員会で諮って承認をいただいたという経過となってます。その後設計をずっと進みまして今回に至ったということで、図面を出す機会がなかったということでございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　ちょっとおかしいですよ。厚生常任委員会で示して承認を受けたと、承認はされてないんですよ、厚生常任委員会は報告を受けただけで、承認するあれじゃないですよ、所管事務調査で報告を受けただけなんですね。ですから、この図面を承認するという採決はとってないでしょう。それで、それから説明する間なかった言うたら、きょうは説明するの

に図面もらわなんだら、我々どんな建物が建つんか、この総務常任委員会の委員は見てないですよ、説明も何も聞いてないです。その６月のときのこの持ってますけども、本当に平面図だけで、平面だけで何も、６月16日に出たあれですけども、ただこの園舎と下里出張所の間にその四角い囲みがあるだけの図面なんです。ですから、それからもらってないんで、きちんとしたその設計図見せてもらわんことには、この何でこの金額が出されたんか我々わからんです。そういうことなんですけど。

○議長（森本隆夫君）　休憩します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

10時39分　休憩

11時05分　再開

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　再開します。

３番下﨑議員にお答えします。この件に関しましては、第２回定例会で設計の委託料、さらに工事費と、こういうふうなことが予算化されて、我々で決定したわけです。それで、当初そういう設計が初めてですから、こういうふうな図面は用意されてなかったと思います。そして、担当課から今度はうちの厚生常任委員会、担当常任委員会へこのことの報告はしておったというくだりでございます。ですから、今本当に審査するなら、後日こういうものが皆さんのもとに届けられればいいんですけども、それがまあまあ我々としても、事務局としても当局としてもちょっとそこらの踏まえ方がちょっと足りなかったように思いますので、今ここに提示させていただいて、精査していただきたいと思いますし、これはきょうは工事請負の契約だけですから、このことについては一回目を通していただいたらと、こういうふうに思いますんで、御了解していただきたいと、かように思います。どうぞよろしくお願いします。

以上です。

ほかに質疑ありませんか。

３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　まず、先にお断りしますけども、この保育所の建設に反対するから、また入札結果に反対だからということでこの質疑をするわけではないんで、ちょっとお断りいたします。

約２億5,000万円近くの費用をかけて建設する公共の施設ですから、皆さんの納得する施設、地域に愛される保育所として喜んでもらえるような公共の施設が完成することを願って何点かお尋ねします。

この設計図は厚生常任委員会に示したときと同じ内容なんですか、ちょっとその点確認させていただきます。

それから、建設課長にちょっとお尋ねしますが、この設計図の２階部分の通路３メートル部分を壁にした場合の設計額、ふえる額はどれぐらいか、また多目的室の広さが何坪ぐらい広がるのかをお伺いします。

それから、福祉課長に、この設計図ができて、７月19日の厚生常任委員会に報告して、なぜ下里区関係者に対して説明会等を実施しなかったのか、課長自身の判断によるものなのか、それとも上司に相談し、その必要がないと判断したのか、お尋ねいたします。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

まず、最初の建設常任委員会へ提出した資料なんですけども、そのときは案で建設常任委員会のほうへ建設課から資料をつくって……

〔「厚生常任委員会」と呼ぶ者あり〕

済いません、厚生常任委員会へ配付した資料の件なんですけども、建設課のほうで案をつくって、福祉課から厚生常任委員会のほうへ３枚の図面を提出させていただいております。内容、面積につきましてはほとんど変わりません。今回お手元に配付させてもらっている図面につきましては、より詳細に細かい寸法とか入っておりますので、基本的に部屋の広さ等は厚生常任委員会へ配付した資料と相違はありません。

もう一点のただいま議員から御指摘のありました２階の多目的室の広さの関係なんですけども、現設計では、配付している設計では66.3平方メートル、約20坪で、約40畳でございます。議員御指摘のように、この図面で説明させていただきますと、上側にもう少し部屋を広げることはできるんではないかという御質問なんですけども、面積にしまして、広げるといたしました、広げる可能性のある面積といたしましては25.8平方メートル、坪にして約7.8坪、畳で約15畳の追加が可能になります。ただし、現設計ではもう既にこの今の配付している図面で設計金額等を算出しております。今後追加となりますと、部屋の形になりますので、加重の計算等で設計の見直しが必要になり、基礎部分の構造計算を見直す必要があります。くいの大きさや本数の変更の可能性があります。さらに、部屋を広くすることで床、天井、壁、ドア、電気、仕上げ等の追加工事の増加ともなります。したがいまして、仮にですけれども、設計の費用の増加、さらに工事費の増加となります。ただ、現設計にした理由といたしましては、緊急避難時に外階段から２階及び屋上へも上がれる構造となっておりまして、その使い勝手といいますか、緊急避難時を考えた場合におきましても、通常時におきましても、現設計が一番最適であると判断いたしております。さらに、この設計にあります多目的室が、先ほど申し上げました66.3平方メートルありますので、この保育所は一次避難所として取り扱いが今後行われるという想定のもと、66.3平米ですと一次避難として132人の収容を想定しておりますので、現設計が最適であると判断いたして、今回工事の入札を行っておる状況でございます。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　下里区の説明のことに関してですけども、５月27日に地元の説明会を開催しております。そのときは園児が避難する場所として設計変更を行うということで、２階建ての屋上にも避難できる場所をつくるということをお話しさせていただいております。そして、それ以降、下里区長さんには、先ほど図面をお渡ししておりますが、ああいう案でやりた

いということは役場のほうでお話しして、この方向で厚生常任委員会にも報告したいという旨を伝えております。その後また変更していただきたいという旨が、大分たってからですけども、ありましたですけども、それで終わっております。

〔３番下﨑弘通君「その判断が自分自身の判断なのか」と呼ぶ〕

私の判断かどうかということですけども、設計案については、建設課で私で町長と相談の上、これでいくということを決めさせていただいております。

○議長（森本隆夫君）　地元の説明は、地元説明が。

〔３番下﨑弘通君「地元説明がなかった」と呼ぶ〕

○福祉課長（福居和之君）　あ、そのときは……。

〔３番下﨑弘通君「判断したのは」と呼ぶ〕

その判断は私、区長さんにこの案でお願いします、やらせてくださいということで、それで終了をいたしております。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　その設計のほうなんですけども、その部屋数が言うたら、下の基礎部分にもいろいろかかわってくると今説明受けましたけども、ふえるのが２階の大体３メートル部分、その前後、前と後ろのほうの３メートル部分だけが余分にふえるだけですね。こっち側のこの階段上ったとこのとこはそのままあるんですが、入り口が、それがこっちこう動くだけなんで、ですからあんたが言うように、大げさに大層な金額とか、そういう見直しとか、そういうあれはないと思うんですけどね。この程度の変更なら、こんな軽微な工事変更ですので、対応できるんではないかと思うんですけどね。それで、人数132人と言いますけども、それはぎりぎり立って、何も中へ入れずに、会議用の机も椅子も、それで防災備品とか、そういう避難の備品も入れずに何もない状態ででしょう。ですから、今後そういうものが入るんですから、ですからそういう点も考えていただいてちょっと対応できないのかどうか、お聞きさせていただきます。

それから、福祉課長なんですけども、地元の区長にそういうことで話ししたということなんですけども、５月27日にその付近の住民も集めて説明会やったわけですね。それから、今度この遊戯室部分のこの地元が大変関心のある建物なんですね。それを設計して何の説明も最初した人らに何もないと。ちょっとこれおかしいと思うんですよ。あなたのこれまでの説明の中でも、３月の当初予算の説明で、県の津波浸水予測図の結果を見て、設計変更により２階部分へ避難できる場所を確保すると。それから、６月補正の予算の説明で、避難できる場所を確保し、津波対策に努めると。このように有事の際の緊急の避難施設であると、防災対策用の施設であると説明しているんですよ。１階の遊戯室は確かに保育のための施設ですけども、しかし２階部分からは、ふだん園児の活動に必要のない、使用しない、保育のための施設ではないんですね、２階から上ですよ、そのバルコニーも含めて。公共の緊急避難施設なんですね。財源もほとんど過疎対策事業債で建設して、保育施設整備事業補助金は一切使われてないんですよ。町民の税金を使った公共の施設なんです。ですから、場所をこの場所ではなく、別の仮に

高台のほうに建設したとすれば、この２階部分、必要ない施設なんですね。課長はこれまでの答弁の中でも、先ほども言いましたけども、設計図案を７月19日の厚生常任委員会に諮り、承認をいただいたから変更できないとか、保育施設だから一般が使うことができないと説明しておりますけど、厚生常任委員会は所管事務調査の中で報告を受けるのみであって、この設計図案を承認も決定もできないんですね。承認してないんです。今この本会議の場、全議員が出席しているこの場でこの議案を質疑して、討論して、採決するんですね。これまでの設計図案は厚生常任委員会の議員以外は、先ほども言いましたけど、もらってないし、何の説明も受けてないんですね。今この場で説明を受け、審議し、採決するんです。聞いてましたら、何か厚生常任委員会に責任転嫁をするような説明答弁で、あなた方が地元区民に対する説明不足と対応不足から逃げる答弁としか思えないんですよ。これまでのそれで説明とか答弁に疑問があるんですね。予算上の説明で私に対する答弁とに食い違いがあって、一致一貫してないです。防災対策用の施設であるこの２階部分と屋上部分の設計に当たり、下里の付近住民に関係ない、説明相談の必要がないとなぜ判断したのか、ちょっと答弁をお願いしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

設計上の関係なんですけども、先ほど申し上げましたとおり、多目的室と図面上でピロティーというふうに表示されている部分がありまして、建築構造上、部屋にする場合とピロティー、屋根だけの場合との構造計算が必要になってきますので、結果的にくいの大きさとか、そういうのが変更がないかもわかりませんけれども、構造計算は必ず必要になってきますので、その部分の説明を先ほどさせていただいております。したがいまして、その構造計算の結果により、現在のくいでオーケーであればそのまま部屋の形、壁とか床とかその部分が増額になるかと思われます。

それともう一つ、避難人数の関係なんですけども、確かに先ほど説明させていただきましたのは、空と言ったらおかしいんですけども、面積に対しての0.5平方メートルに１人ということで、あくまでも一時避難ということで、面積掛ける0.5で132名の収容が可能であるというふうに説明させていただいております。下里保育所の定員は90名というふうに聞いておりまして、周辺住民の方は一時避難としては十分対応できるかと思っております。さらに、避難場所の指定は向かい側の教員住宅というふうな形で位置づけもありますので、あくまでも２階部分は一時避難というふうな対応の仕方で設計をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　福祉課長福居君。

○福祉課長（福居和之君）　一応私のほうで説明不足ということでございますが、その説明会の開催した当時は、一応２階部分へ園児の逃げる場所を設計するということでお話しさせていただいております。その中で、地元区での意見といたしまして４点ほど宿題をもらっております。そのときには２階部分の話は全くありませんでした。そして、その説明の必要がない判断というのは、これはもともと保護者の要望がありまして、何とか避難施設をこしらえていただきた

いということで、当初は１階の上にということでありましたが、どうしても私どもで模擬の避難訓練をいたしまして、前の教員住宅へ逃げるまでには大変時間がかかったということで、６分40秒ほどたしかかかったと思います。そして、県の結果が出まして、１メートルから３メートルの津波が来るには３分、４分というような状況の中で、６分40秒は大変無理だろうということで、２階部分をどうしても設置しないと、これは園児を助けれることができないという判断の中で、２階部分を設置するということで設計変更のお願いしたわけでございます。一応その区の方については、そういう有事になれば逃げていただいても結構ですということで、通常は保育所の施設ですので、下里区の区長さんの話では、高齢者施設として何か使うような話も言ってましたし、それは違うんじゃないですかということでちょっと問答があったこともあります。一応そういう中で区のほうには説明も、園児のための施設、逃げるための施設ということで当初は考えておりましたので、説明会のときにも質問がなかったということで、そういうふうにやらせていただいたという経過でございます。

○議長（森本隆夫君）　３番下﨑君。

○３番（下﨑弘通君）　建設課長も132人と言いますけども、90人園児定員ありますけども、職員もあるんですね、十何人、そういうことも考えてもらって、それでこれだけの言うたら物も収容いろいろしますんで、広さは十分確保できないと思いますんでまた、それはもう答弁結構ですけど、そういうことです。

それから、福祉課長も、先ほど言いましたように、園児のための施設、園児のための施設と言いますけども、さっき言いましたように２階以上はふだん全然使わない、保育の関係のない施設です。そのバルコニーも全然、外に大きな広い園庭が、町内一の広い園庭があるんですし、それで下は遊戯室で、十分それだけの言うたら広さが確保されてるんで、２階は全然、園児の施設、園児の施設て逃げますけども、その説明では緊急の津波の避難用のための施設であると。先ほども言いましたように、補助金も何も使ってない。あなたに何回も言っても、もうこれでよろしいんですけども、最後に町長にちょっとお聞きしますけども、３回目の質疑なので納得のいく答弁をお願いしたいんですけども、町長もこの設計図案は厚生常任委員会で報告し、決定されたので変更できないと答弁しておりますけども、先ほども何回も言いますけども、委員会は報告を受けるのみであって、承認も決定もできるものではないですね。この本会議の場で質疑をするわけなんですけども、町長も議員も議長もされて経験されているんでもうよく御存じだと思うんですけども、それに町長これまで、町長は２年前の大水害で29名の犠牲者を出した、そして今後は那智勝浦町で一名の犠牲者も出さないと、防災減災対策に、防災対策を進めていくと力強く宣言されておりますね。このときの水害で下里地区は、この建設場所の付近の皆さんなんですけども、大変な被害に遭ったんですよ。下里地区で半壊83棟、床上浸水38棟、床下浸水が134棟、計255棟、これだけの大きな被害があったんです。これは八尺鏡野地区も入ってますけども、あの周辺、ちょうど今保育所が建ってる周辺でそれだけのある程度これに近い被害があったんです。そして、御存じかどうか知りませんけども、国道を走っていた、車で走っていた人、地元の人ですけども、堤防が切れて、その水で流されて、車ごと流さ

れて、コメリのフェンスへとまって犠牲にならずに済んだと、こういうこともあったんです。また、下里地区は津波避難困難地域に指定されているんですね。そういうこともあるんです。これまでも町長は、一般の方も有事の際に避難できるような方法を考えると答弁しているんですよ。ですから、保育所建設を23年度の建設予定を２年間延長してこの25年度に持ってきた。そして、ことしの３月の県の発表した津波浸水想定が出るまで待って、６月補正でこの非常時の緊急避難、津波緊急避難施設を兼ねた遊戯室部分の追加の設計監理予算と工事請負予算を提案したんですね。そういう状況を踏まえた中で、町はこの施設に非常に高い関心を持っている地元区民への相談説明が全然されてない。７月19日に厚生常任委員会で報告してからもう約３カ月経過しているんです。これまでに説明相談ができる時間は十分にあったはずなんです。町のこの無責任な対応に納得がいかないんですよ。変更に必要な工事費用というのもほんのわずかな金額で済むと思うんですけど、これから目の前に避難できる施設が建設されるのに、付近の住民が安全で安心できるスペースを確保してもらえないんです。また、下里区長から10月11日付で陳情書が提出されてますね。趣旨は、下里保育所遊戯室の２階の室内を広くつくっていただきたい。内容を簡単に言いますと、下里区内は避難可能地域が限られている現状であり、せっかく建設する町立の建造物でありますので、その建造物が避難所として周辺住民も使えるよう、また地域の中核地として今後有効活用ができるように、構造の一部を見直して建設していただきたいと、こういう内容だと思うんですけども、今後も再検討する余地がないのか、最後にもう一度お尋ねします。３回目ですので、よろしくお願いします。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　お答えします。

前から言ってますように、保育施設ということであります。ただ、２階がこう防災施設というて位置づけるということは、ただこう緊急避難の場合においてはそうなりますでしょうけれども、当然通常時は保育施設としては十分有効活用していくという方向でするのが一番合理的な判断じゃないかなと私は考えます。その当時、父兄の方もいろいろ要望がありました。ただ、一般の人が利用できるようなことをするとさらなる防犯体制とか、いろいろそういう施設のすべきほかの部分が出てこようかと思います。ただ、緊急避難的に災害、津波があった場合、水がこう氾濫した場合という場合は、そのような形で逃げてくる人をそこで収容するということは可能かと思うんですけども、通常はやはり保育施設として防犯上の問題、そういうこともありますので、２階へ上がるところは蹴破り式の誰でも災害のときには逃げれるというふうな形をとっております。それを野方図にこう誰でも上がれる、通常でも進入できるというような建物にすることはなかなかできないと思います。そして、下里地区、困難地域ということも十分承知しておりますので、区長さんには常々どういうふうな方法がいいかということは投げかけておりますし、避難タワーでいくべきなんか、江川のところでも、あと農協の旧下里支所の建物の屋上もどうかということもいろいろこうありましたけれども、そらなかなか結論には至っておりませんけれど、今後ともどの地域でどのような避難施設をつくり上げるべきかというのは、地域と地元の住民の方と御相談しながら進めてまいりたいと思っております。あく

までもこの保育所は厚生常任委員会が所管事務調査の中に入っておりますので、進捗状況、いろいろな状況の報告を受けて、本会議場においてその予算の議決をいただくというのが本来の筋でございますので、ただこっちで言うたことの説明が本会議で違うということはなかなかその線を崩してするわけにいきませんので、厚生常任委員会で説明したのを本会議でそのまま持ってきて、皆さんの御理解を得るようにするのが本来の議会運営かと思っております。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　１点だけお尋ねします。

この請負率ですが、93.94％、大方94％ですね。本体の請負率は当初では83.9％、84％だったと思います、記憶に間違いがなかったら。こういう中で、別に工事請負契約をするという形にはなっておりますが、同じ下里保育所というそういう事業の中で、これは本体もそこの建設会社が請け負ったということであれば、仮設の問題もありまして、随契でもって限りなく最初の請負率と同じぐらいの値段でもって交渉して随契をできなかったもんか。まあまあ随契についてはいろいろ制約もあろうかと思いますが、まあまあこの件については特殊なんで、それだったら10％ぐらい、１割ぐらい安くなったんじゃないかと、そういうふうに思うんですけど、その点について建設課長の所見をお伺いいたしたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　建設課長橋本君。

○建設課長（橋本典幸君）　お答えいたします。

議員御指摘のとおり、６月３日に入札を行いました本体工事におきましては、14社で入札を行い、請負率が83.79％ということで報告させていただいております。今回の入札につきましては、金額的な設計額の開きもあるんですけども、町内の業者の建築業者のうち特定建設業許可を受けた３社を指名させていただいております。随意契約という方法も考えさせていただいたんですけども、指名競争という形で３社に競争入札という形で入札をさせていただきました。どの金額から町外を入れるというきちっとした規定はないんですけども、今回の入札につきましては、町内業者で十分施工ができると判断いたして、３業者で入札をさせていただきました。

以上でございます。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今課長がお答えいただいたものは、もうそれはお答えいただかなくてもわかります。私ね、言っているのは、同じ業者が請け負ったんですね、本体も木原造林であったと、今回も木原造林、そういう同じ業者が、私も恐らく同じ業者になるんだろうと、というのは仮設の問題もありますね、これから同じような形、同じような場所でちょっと違うだけでもって、同じような場所で工事をしていくんですから、そらもう違う業者であったとしたらいろいろ話し合いもせんといかんと、工期的な問題もあるということで難しいなとは思ったんです

よ、恐らく同じ業者になるだろうと思った。それで、まあまあその３社になったのが悪いとか、ええとかと言うてるんじゃないんですよ。なぜですよ、前は84％ですね、84％で請け負ったんでありますんで、設計者も同じでしょう、そしたら設計金額も同じような試算すると思いますわ、個々に、同じ単価で。それだったら、随契でもって、この84％になるかならんかは知りませんけど、恐らくこんな94％という数字が出てこんと思うんですよ。随契でやらなかったというその理由をひとつお聞かせ願いたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　議員おっしゃるように、当時は随契をできんかということを担当課長に指示しました。なかなか高額金額になりますので、敷札の関係は前回と同じ幅でしたったかと思うんですけれども、それではまた議会でこう、町営住宅の件もありますし、5,000万円以上超えてくると、なかなかそんなんでもう随契でやるとまた不透明さがあるんじゃないか、そこでその金額がということのクレームがあるんじゃないかというようなことで、担当課としてもやはりここは正式な競争入札をすべきやないかという結論になりましたので、私としても本来ならば工事現場からいくと継続して随契でいくことが望ましいとは思いましたけれども、なかなか高額な金額なので、一応随意契約でなくて指名競争入札ということの形をとらせていただきました。

○議長（森本隆夫君）　６番湊谷君。

○６番（湊谷幸三君）　今の町営住宅あるいは工事の入札結果を聞いてますと、大体95％から93％の間で落札されてあると。ここが84％だということですね。そら業者が多いからそうなったんかもしりませんけどね。そしたら、これは随契はやっちゃいけないというようなことではないと思うんですよ、随契は。クリーンセンターの場合はほとんど包括方式ということもありますが、随契でやってますね、大きな工事であったとしても、修繕工事だと。そういうこともありますんで、仮設もそこだけ除いてというわけにいかないと思うんです。仮設もやはり本体を請け負った業者の仮設も使うということでしょうがね。ほかの業者が入ってくるということは余り考えられないんですね、慣例上。そしたら、やはりいろいろ試行錯誤はすればいいんですけど、やっぱり随契でどうな、こうやけどあんた84％ぐらい、85％前後で随契やってくれんかという話もあってしかるべきだと思うんですよ。というのは、直近の町営住宅でも九十何％でしょう、93％か95％と違いますか、落札率。そういうこともありますんで、同じ建築なんで、高なるという予測もできると思うんですよ。だから、そういうことをできなかったんかどうか、今後もまたこれに類似したこともありますんで、ひとつできなかったかどうかということも含めて、今後についてもひとつ研究をしていただきたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　今議員がおっしゃられることはもう私も十分わかってたんですけれども、高額な金額なんで、その辺についてほかからクレームが出てくるんじゃないかという懸念もありましたので、正当な、本来ならもう当然議員おっしゃるように随契でするのが一番スムーズに工期も進んでいくだろうというのはわかっておりましたけれども、担当課といろいろクレー

ムがついてきた場合に、不透明とかいろいろ言われますもので、これが一番妥当かなというので今回はやらさせていただきましたけれども、今後はできるだけ安いほうにできるんであればそのような方法も考えてまいりたいと思います。

○議長（森本隆夫君）　ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　質疑を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、質疑を終結します。

討論を行います。

討論はありませんか。

３番下﨑君。

〔３番下﨑弘通君「反対です」と呼ぶ〕

反対、はい、どうぞ。

○３番（下﨑弘通君）　この議案につきまして、保育所の建設と入札結果について反対するものではないんです。しかし、このもとになる設計図が検討され決定される過程の中で、町長から地元区長及び付近の関係者に対して何の相談も説明会もされていない。また、自主防災、下里の自主防災組織の会長を兼ねている地元区長からの要望についても全然考慮されない、何の配慮もされない。町長の公正、公平な行政運営に努めるという政治姿勢を疑わざるを得ないんです。誠実さが全然感じ取れない偏った行政運営であると受け取らざるを得ない。これらの理由でこの議案に対し反対いたします。

○議長（森本隆夫君）　原案に賛成の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　それでは、原案に反対の討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　討論を終結することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、討論を終結します。

採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第80号について、原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（森本隆夫君）　ありがとうございました。

起立多数です。したがって、本件は原案のとおり可決されました。

お諮りします。

本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任されたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（森本隆夫君）　異議なしと認め、本臨時会の本会議における発言に関し、会議録の調製時にその精査を議長に一任することに決定いたしました。

これで本日の日程は全部終了しました。

会議を閉じます。

平成25年第３回那智勝浦町議会臨時会を閉会します。

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

11時46分　閉会

～～～～～～～～ ○ ～～～～～～～～

○議長（森本隆夫君）　一言挨拶を申し上げます。

本日第３回臨時会を催しましたところ、議件は２件でありましたけれども、皆さんの熱心な審議によりまして、本当にありがたいと思います。季節もだんだん寒くなってくるような様相、さらには26号の台風、今度はまた27号という台風が迫っております。季節的にも大変不順なことかと思います。どうぞ皆さん準備の万端滞りのないように、当局もお願いしたいと思います。さらには、今度上松町が我々と視察に来るわけですけども、その点もあわせて皆さんに協力のほどお願い申し上げまして、まことに簡単ですが、本日ありがとうございました。

町長寺本君。

○町長（寺本眞一君）　一言御挨拶申し上げます。

議員各位におかれましては、公私ともども御多用にもかかわりませず、私どもの都合で臨時会を開催させていただき、御審議いただきましたこと、まことにありがとうございました。

議案第79号、議案第80号につきましては、慎重審議の結果、御可決を賜りまして、重ねてお礼を申し上げます。

頂戴いたしました質疑、御意見を十分に生かしつつ、御承認いただいた趣旨に沿って町政に反映させてまいりたいと考えます。

季節の変わり目で朝晩は特に肌寒くなっております。風邪など引かれませんようにお体には気をつけていただきますよう祈念申し上げまして、閉会の御挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

上記会議次第は事務局長の記載したものであるが、その内容が正確であることを証するためにここに署名します。

平成　　年　　月　　日

那智勝浦町議会議長　　森　本　隆　夫

会 議 録 署 名 議 員　　中　岩　和　子

会 議 録 署 名 議 員　　引　地　稔　治